

○国立大学法人鹿児島大学資金管理規則

令和7年12月4日

規則第81号

国立大学法人鹿児島大学資金管理規則(平成17年規則第77号)の全部を改正する。

(目的等)

第1条 この規則は、国立大学法人鹿児島大学(以下「本学」という。)における資金の効率的な調達及び運用の手続について定め、その必要な業務の円滑な運用を図ることを目的とする。

2 本学の資金管理手続その他必要な事項については、法令及び国立大学法人鹿児島大学会計規程(平成16年規則第75号)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(資金管理)

第2条 学長は、本学の資金の管理を統括するとともに、四半期ごとに資金繰計画を作成し、安全かつ効率的な資金管理に努めなければならない。

2 出納命令役は、資金繰計画に従って支払予定額を適時に把握し、支払口座に資金を移動させ、支払を滞らせないよう努めなければならない。

(資金管理の原則)

第3条 資金管理に当たっては、安全性、流動性及び収益性を確保し、効率的に行うことを原則とする。

(資金運用管理委員会)

第4条 本学における資金の運用を実施するため、国立大学法人鹿児島大学資金運用管理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会に関し必要な事項は別に定める。

(資金繰計画)

第5条 学長は、第2条第1項に定める資金繰計画を作成する際には、借入金等の要否を検討し、適正な資金需要に対応した資金繰を行わなければならない。

2 学長は、資金繰計画を作成するにあたり、委員会に原案の作成を求めることができる。

3 学長は、資金繰計画を国立大学法人鹿児島大学役員会(以下「役員会」という。)の議を経て決定する。

4 出納命令役は、前項の資金繰計画に従って、資金繰を行うものとする。

5 資金繰計画を見直す必要が生じたときは、前3項に準じた手続を行うものとする。

(資金管理実績の報告)

第6条 財務を担当する理事は、年度当初に前年度の資金管理の実績を役員会に報告するものとする。

(安全性等が確保されない場合の報告)

第7条 財務を担当する理事は、資金管理の安全性等が確保されないと判断された場合は、遅滞なく学長に報告しなければならない。

(資金調達の原則)

第8条 本学の運営に関する資金は、運営交付金収入、病院収入、学生納付金収入、寄附金収入、受託研究費等収入その他自己収入によって調達することを原則とする。

(短期借入金)

第9条 学長は、一時的な資金の不足を調整するため、短期借入を行う場合は、役員会の議を経て行う。

2 前項の場合において、学長は、借入先、借入金額、借入利率、返済期限、担保の有無等を決定しなければならない。

(長期借入金)

第10条 学長は、長期借入を行う場合は、役員会の議を経た後、文部科学大臣の認可を受けて行うものとする。

2 前項の場合において、学長は、借入先、借入金額、借入利率、返済期限、担保の有無等を決定しなければならない。

(鹿児島大学法人債)

第11条 学長は、鹿児島大学法人債を発行する場合は、役員会の議を経た後、文部科学大臣の認可を受けて行うものとする。

2 前項の場合において、学長は、発行金額、発行利率、償還期限、担保の有無等を決定しなければならない。

(担保)

第12条 学長は、本学の資産を担保に供する場合は、役員会の議を経て行う。ただし、中期計画に定めのある場合はこの限りではない。

(資金運用の原則)

第13条 資金は、第3条に定める資金管理の原則の下に、安全かつ有利にその運用を行わなければならない。

2 資金の運用に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和7年12月4日から施行する。